

# ソウル市立大学の「半額登録金」は どのように可能になったのか

- ・ パク・コヨン（大学教育研究所所長、祥明大学英語教育科教授）注1)
- ・ 翻訳：ヤン・スギョン（一橋大学大学院生）

# I. 韓国の登録金政策<sup>注2)</sup>

- 解放後、大学設立の開始⇒国公立大学より私立大学を誘致  
⇒ 「受益者負担の原則」の既成事実化
- 1965年12月、「大学の学生定員令」の制定
- 1969年、「期成会費」の徴収限度額の廃止、私立大学の登録金の規制解除
- 1960年代半ば以降から登録金の引上げ率が物価上昇率よりも高くなる

- 1978年～1980年：登録金の引き上げを消費者物価上昇率以下に抑える低登録金政策への転換<sup>注3)</sup>
- 1981年、卒業定員制の実施（入学定員の30%増加）⇒登録金の引き上げの傾向が顕著になる
- 1982年、登録金の適正水準の提示・推奨政策
- 1988年、大学の登録金自律化政策を発表、1989年から施行：  
国立大学は教育部長官が決定、期成会費は、大学が韓国大学教育協議会との協議で自律的に策定、私立大学は韓国大学教育協議会との協議で自律的に策定、2002年から国立大学も入学金、登録金を自律的に策定

- 1989年以降、登録金は、物価引上率の2～4倍を上回るほど急騰
- 韓国の私立大学の登録金は、米国に次いで世界2位の水準
- 2000年代半ば以降から高額の登録金が社会的に最大  
イシューに浮上
- 国会は、2010年「高等教育法」を改正し、「登録金引き上げ率の上限制（当該年度以前の3年間の平均消費者物価上昇率の1.5倍を超過は不可）」及び「登録金審議委員会」の導入  
– 2011年から施行
- 2012年から国家奨学金制度の施行：所得に応じて、政府が奨学金を受給

- 政府の国家奨学金制度

- 2011年6月、セヌリ党は「登録金負担の緩和及び大学競争力の向上策」を発表

- 9月、教育科学技術部は「大学生の登録金の負担緩和方案」を発表

- 2012年から国家奨学金制度の実施：所得7分位以下の学生に政府が1兆7500億ウォンの予算の国家奨学金を支援、また、大学自体の努力で、9,616億ウォンの奨学金の支援

- しかし、政府の政策は、高額の登録金はそのままとし、所得に応じた奨学金を支給するというもので、当初のセヌリ党が提示した半額登録金には大きく及ばない

## 〈表1〉1990年以降、大学の登録金の引き上げ率

(単位：%)

区分	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
国立	3.2	7.5	9.6	11.5	11.5	11.2	11.3	5.0	0.8	1.3	6.7	4.7
私立	11.8	15.5	15.5	16.2	13.5	14.6	13.7	6.7	0.5	0.1	9.6	5.8
物価上昇率	8.6	9.3	6.2	4.8	6.3	4.5	4.9	4.4	7.5	0.8	2.3	4.1
区分	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
国立	7.6	7.7	9.7	6.8	8.9	9.5	8.4	2.6	1.4	-1.1	-4.8	-0.4
私立	6.9	6.8	5.8	5.1	6.5	6.8	6.7	0.4	1.6	2.0	-3.9	-0.4
物価上昇率	2.8	3.5	3.6	2.8	2.2	2.5	4.7	2.8	3.0	4.0	2.2	1.3

注1) 国立大学の引き上げ率は、授業料及び期成会費を含む金額を基準する。

※資料：国会議員ト・ゾンファン・大学教育研究所、「半額登録金の施行方案研究」、国政監査政策資料集、3ページ。

## 〈表2〉 1995年以降の大学登録金の現状 - 学生1人当たりの年間登録金の基準 -

区分	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年
国立	-	230万ウォン	330万ウォン	444万ウォン	418万ウォン
私立	328万ウォン	449万ウォン	609万ウォン	754万ウォン	734万ウォン

注1) 対象：一般大学

注2) 登録金は、入学金を除く授業料


注3) - は、データなしの表記

※資料：国会議員アン・ミンソク、「統計で見られる大学の変化」、国政監査政策資料集、2011、13ページ。大学教育研究所、大連統計2015-16年1号（通巻38号）、VII. 登録金2015

## II. ソウル市立大学の歴史と現状<sup>注4)</sup>

- 1918年5月：日本植民地時代に「京城公立農業学校」として開校
- 1950年6月：「ソウル農業初級大学」の設立
- 1956年3月：「ソウル農業大学」に改名、4年制大学へ昇格
- 1974年3月：社会の変化や地域の特性に合わせて農業系学科を廃止し、都市関連分野学科に改編、「ソウル産業大学」と改名
- 1975年1月：管理部署がソウル特別市教育委員会からソウル特別市に移管



- 
- 1981年10月：市立大学として育成するために、「ソウル市立大学」に改名
  - 1986年11月：総合大学に改編、「ソウル市立大学」として発足

※ソウル市立大学の現状（2016年）

- 専任教員418人、従業員209人、調教62人
- 学部入学定員1,711人、在校生8,947人
- 大学院在学学生2,497人
- 7学部の単科大学・8学部・28学科


## 〈表3〉 2016年のソウル市立大学の財政規模

(単位:千ウォン, %)

	区分	金額	比率
大学自体収入	入学金及び授業料	33,558,467	38.4
	季節学期の受講料	329,150	0.4
	その他	5,791,126	6.6
	小計	39,678,743	45.4
	ソウル市からの支援金	47,623,475	54.6
	総計	87,302,218	100

# III. ソウル市立大学「半額登録金」 政策の導入の背景

- 高額に登録金が社会問題化され、セヌリ党が先に2006年の地方自治団体長の選挙で「半額登録金」を公約
- 2007年、李明博（イ・ミョンバク）候補が大統領選挙の公約として半額登録金を提示する
- 2008年、当選後に李明博大統領は、半額登録金の公約を否定して論争となる
- 2010年から「就職後の学費償還制」の導入

- 
- 2011年から学生、市民、市民団体、野党などが参加した半額登録金の実現のための集会が開始され、第一の社会問題として浮上
  - 2011年10月、ソウル市長の補欠選挙を控えて、ソウル市立大学の総学生会がソウル市立大学の半額登録金の実現を含む政策提案書をソウル市長候補者に提出
  - 10月21日、全野党陣営の単一候補であった朴元淳（パク・ウォンスン）候補者は、市民団体とソウル市立大学の半額登録金を含む教育政策・協約を締結
  - 朴元淳市長は当選後、2012年からソウル市立大学に半額登録金の予算を支援


## IV. ソウル市長当選以降の半額登録金推進の過程

- 朴元淳市長の当選後、ソウル市立大学は、半額登録金の実現のための182億ウォンの予算書が含まれている推進案をソウル市に提出
- 2011年11月2日、ソウル市議会は、その事案を2012年の予算案に反映させるために積極的に検討<sup>注5)</sup>
- ソウル市は、半額登録金の実現に必要な予算を一般会計に反映してソウル市議会に提出⇒市議会の審議を経て、2011年12月16日に最終的に確定

- ソウル市立大学の登録金審議委員会及び期成会、理事会の議決を経て、2011年度比50%削減された半額登録金を確定
- ソウル市立大学総学生会は、半額登録金給付の社会還元のために「ソウル市立大学の学生、社会貢献宣言式」を開催
- 2016年10月、朴元淳市長はSNSを介し、ソウル市立大学の登録金の全額免除案を真剣に悩んでいると発言して論争となる

## V. ソウル市議会の役割

- ソウル市議会は、朴元淳市長の当選以前から半額登録金実現の意志を表明。2011年7月8日、定例会でギム・フイジョン議員ら60人が発議した「**条件なしの大学生半額登録金の実現を促す決議案**」を想定可決
- ソウル市立大学総長は、ソウル市議会の財政経済委員会（2011年12月1日）で、「半額登録金はすべての人に大学教育の機会を与え、**大学の公共性**を高める趣旨で推進... **国家人材育成に貢献... 公立大学としての社会的責務の履行...**」などを強調して発言<sup>注6)</sup> ⇨市議会で最終的に決定

- 
- ソウル市議会の反対意見：「高等教育は、自治体の負担ではなく、中央政府の仕事」<sup>注7)</sup>
  - 当時のソウル市議会の構成：全議員119人のうち、新政治民主連合の議員が74人で、野党が絶対多数であり、与党のセヌリ党は28人に過ぎず、その他が17人であった



# VI. ソウル市の根拠規則


- ソウル市の条例、規則、訓令、例規等上では、ソウル市立大学の半額登録金の関連事項は無し⇒ソウル市長の政策意志によって実施
- 「ソウル特別市の行政機構設置条例」第3章 直属機関、第1節 ソウル市立大学
  - 第22条（設置）
    - ① 「地方自治法」第113条及び「高等教育法」第28条の規定に基づき、国家及び人類社会の発展に必要な学術理論やその応用方法を教授・研究し、社会が必要とする指導的人材を養成するために市長の所属下にソウル市立大学を設置する。
    - ② 大学はソウル特別市東大門区ソウル市立大路163（ジョンノンドン）に置く。

## 第23条（総長）

大学に総長を置き、総長は教務を統括し、所属教職員を指揮・監督し、学生を指導し、大学を代表する。

## 第24条（運営条例及び学則）

- ① 大学の運営に関する事項は、別に条例で定める。
- ② 大学に設置する大学・大学院 学部（科）、学生定員、学事に関する事項は、学則で定める。



- ソウル市立大学の運営に関する条例の条項

第2条（運営の原則）

- ① ソウル市立大学は、設置目的及び「高等教育法」第28条の規定により、大学理念の達成のため、適切に運営されなければならない。
- ② 大学の財政を安定的に確保し、その運用の自律性及び効率性を高めるため、「国立大学の会計設置及び財政運営に関する法律」第4条の規定による国家及び地方自治体の支援金、大学の独自の収入を統合・運営する大学会計を置く。

- 2015年4月2日、「ソウル市立大学の社会貢献活動の支援に関する条例」制定
- 第258回市議会臨時会の際、議員発議で議決

※主要内容

- 大学の構成員の自発性の原則規定（案 第3条）
- 大学の社会貢献活動の活性化のための市長の責務規定（案 第4条）
- 市長の社会貢献活動の支援計画の樹立・実態調査の規定（第5条）
- 協力体系構築事業、社会貢献活動プログラムの開発及び改善などに対する市長のサポートの規定（第6条）
- 社会活動の参加功労者に対する市長の褒賞規定（第7条）など

## VII. 半額登録金施行反対世論<sup>注8)</sup>

- ① 地方からの学生の割合が60%に達するソウル市立大学の学生の半額登録金を、ソウル市民の税金で負担すべきか？
- ② 高等教育は、選択事項であって、一部の市民のみに適用される事項であるため、市民の税金で登録金を支援するのは、また別の差別になるのではないか？
- ③ 高校も登録金を納付している現状での大学半額登録金は、時期尚早ではないか？

# VIII. ソウル市のソウル市立大学支援金

〈表4〉 2011～2016年のソウル特別市からの支援金の内訳  
(予算基準)

(単位：億ウォン)

区分	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
支援額	305	486	442	440	427	476
支援額内の 半額登録金の予算	-	(148)	(151)			

※ 資料：ソウル市立大学、大学会計予算書、各年度  
ソウル市立大学の情報公開の請求に対する答弁書

- 2012～2013年には半額登録金の予算で支援されたが、2014年以降には、ソウル市の支援金に含まれてサポート。
- 2012年の半額登録金の施行支援金は148億ウォン、2013年は 151億ウォン
- 2016年、ソウル市の支援金 476億ウォン：教育施設基盤の構築 268億ウォン、施設の管理及び維持用役（施設課）7.8億ウォン、教育支援環境の改善（施設課）21.6億ウォン、老朽建築物の防水及び補修工事（施設課）13億ウォン、100周年記念市民文化教育館の建設（施設課）100億ウォンなどで使用される。

## ※ 脚注

注1) 大学教育研究所：1993年開所以来、現状性を基盤して大学教育問題を研究し、現実的代案を提示する非営利民間団体。2011年、「狂った登録金の国」という本を発行する。

注2) 国会議員アンミンソク、「大学登録金軽減方案に関する政策研究」、国定監査政策資料集、2008、16~21ページ / 国会議員ドゾンファン・大学教育研究所、「半額登録金実行方案研究」、国定監査政策資料集、2015、3~6ページ。

注3) ソングァンヨン外、「1997学年度大学登録金策定過程及び結果分析」、「韓国大学教育協議会高等教育研究所」、1997、31ページ。

注4) ソウル大学ホームページ大学案内(歴史及び現況) 参照。

注5) ホングggi、ソウル市立大学半額登録金来年実行検討、『連合ニュース』、2011. 11. 3.

注6) ソウル市議会 第8代 第235回 第5次 財政経済委員会(2011. 12. 1) 会議録발취.

注7) ソウル市議会 第8代 第235回 第1次 本会議(2011. 11. 10) 会議録발취.

注8) ソウル市立大学、「ソウル市立大学半額登録金推進」、2012年 7月、4~5ページ。